

1 監視員・指導員配置状況

(1) 監視員数

(令和6年4月1日現在)

	資格 要否	有効 期間	医薬 食品・ 衛生課	循環 社会 推進課	福井 健康福祉 センター	坂井 健康福祉 センター	奥越 健康福祉 センター	丹南 健康福祉 センター	二州 健康福祉 センター	若狭 健康福祉 センター	衛生環境 研究 センター	合計
薬事監視員	○	3年	7		8	5	5	11	6	6		48
毒物劇物監視員	○	3年	7		6	5	5	11	6	6		46
あへん監視員	○	3年	7		3	1	1	1	1	1		15
覚醒剤監視員	○	3年	7		5	1	1	6	1	1		22
麻薬及び向精神薬取締法 第50条の38職員	—	3年	7		5	4	2	8	4	4		34
大麻取締法 第21条職員	—	3年	7		3	1	1	1	1	1		15
安全な血液製剤の安定 供給の確保等に関する 法律第23条の職員	—	3年	7		3	1	1	1	1	1		15
環境衛生監視員	○	3年	7	3	7	8	7	9	13	8	14	76
食品衛生監視員	○	3年	6		6	6	6	12	8	7	12	63
食品衛生条例監視員	—	1年			8	7	9	11	13	6		54
と畜検査員	○	3年	1		1	1	1	1	1	1		7
温泉監視員	—	3年	10		9	10	8	7	6	8		58
水道法検査員	—	3年			9	10	8	10	6	8	14	65
狂犬病予防員	○	3年	1		1	1	1	1	1	1	1	8
狂犬病予防技術員	—	3年										
県動物条例第10条 犬収容職員	—	3年	7		9	7	7	10	9	7		56
県動物条例第16条 立入検査職員	—	3年	7		7	7	7	7	7	7		49
動愛法第24条 動物取扱業立入検査職員	—	3年	7		7	7	7	7	6	7		48
動愛法第25条 飼養保管状況立入検査職員	—	3年	7		7	7	7	7	6	7		48
動愛法第33条 特定動物立入検査職員	—	3年	7		7	7	7	7	6	7		48
適正化検査員	—	3年	10		9	7	8	10	6	7		57
家庭用品衛生監視員	○	3年	7		8	7	7	10	6	8		53
浄化槽立入検査員	—	3年	10		9	8	8	10	6	8		59
浄化槽保守点検業者 登録条例立入検査員	—	3年	10		9	8	8	10	6	8		59
食鳥検査員	○	3年	1		2	1	1	1	1	1	1	9
食鳥立入検査職員	○	3年										
住宅宿泊事業法 立入検査職員	—	3年	10		9	8	8	10	6	8		59
輸出促進法53条 立入検査職員	—	3年	6		6	6	8	7	6			39

(2) 指導員数

(令和6年4月1日現在)

		資 格 要 否	福 井 健康福祉 センター	坂 井 健康福祉 センター	奥 越 健康福祉 センター	丹 南 健康福祉 センター	二 州 健康福祉 センター	若 狭 健康福祉 センター	生活衛生 営業指導 センター	合 計
食品衛生協会	食 品 衛 生 指 導 員	—	6	43	26	59	40	31	—	205
	生 活 衛 生 営 業 指 導 セ ン タ ー	○	—	—	—	—	—	—	3	3
	事 務 職 員	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	経 営 特 別 相 談 員	○	—	—	—	—	—	—	39	39

2 動物愛護管理関係県有施設

(令和6年4月1日現在)

区 分	内 容	備 考
施 設	動物愛護管理施設 2箇所	動物愛護センター本所 1箇所 動物愛護センター嶺南支所 (二州健康福祉センター内) 1箇所
	狂犬病予防法に基づく犬抑留施設 6箇所	福井健康福祉センター 1箇所 坂井健康福祉センター 1箇所 奥越健康福祉センター 1箇所 丹南健康福祉センター 1箇所 二州健康福祉センター 1箇所 若狭健康福祉センター 1箇所
	動物管理所 (焼却施設) 1箇所	二州健康福祉センター